

# 三重とことわか国体・三重とことわか大会配宿業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

- 1 委託業務名  
三重とことわか国体・三重とことわか大会配宿業務委託
- 2 業務の目的  
三重とことわか国体及び三重とことわか大会に参加する大会参加者の配宿について、宿泊施設を一元管理するとともに、宿泊施設を手配するための体制を構築し、効率的かつ円滑に業務を実施する。
- 3 業務の内容  
別添「三重とことわか国体・三重とことわか大会配宿業務委託仕様書」のとおり
- 4 履行期間  
契約締結日から令和2年3月19日（木）まで
- 5 契約限度額  
19,849,995円（消費税及び地方消費税を含む）を超えない範囲
- 6 企画提案コンペの実施方法  
この参加仕様書に基づき提出された企画提案書等について、別に設置する「三重とことわか国体・三重とことわか大会配宿業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、審査の上、最優秀企画提案者を選定し、その者と委託契約を締結する。
- 7 参加資格に関する事項  
当該企画提案コンペに単独企業又は共同企業体の代表構成員として参加しようとする者は、以下の(1)～(3)の要件すべてを満たすこととする。  
また、共同企業体のその他構成員として参加しようとする者は、以下(2)及び(3)を満たすこととする。  
なお、一参加者が複数の企画提案をすることや代表構成員又はその他構成員として複数の企画提案することはできない。  
(1) 三重県内に本社または営業所を有する者であること。  
(2) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく第1種～第3種のいずれかの旅行業者の登録があること。  
(3) 次のいずれにも該当しないこと
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者
  - イ 三重県からの入札参加資格（指名）停止を受けている期間中である者
  - ウ 三重県物件関係落札資格停止要綱（平成19年4月1日施行）により、落札資格停止を受けている期間中である者または同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者

エ 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納の者（契約日までに満たしていれば足りる）

## 8 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 企画提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (3) 参加に際して事実に反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- (4) 提出書類が、提出期限を超えて提出されたとき。
- (5) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び企画提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 9 企画提案コンペ実施に係る説明会

希望者に対し、企画提案コンペ実施に係る説明会（以下「説明会」という。）を下記により実施する。

- (1) 実施日 令和元年7月26日（金）
- (2) 実施場所 三重県庁付近会議室
- (3) 内容（予定）
  - ア 三重とこわか国体・三重とこわか大会の概要
  - イ これまでの取組について
    - (ア) 会場地市町における第1次配宿シミュレーションの概要と結果について
    - (イ) 宿泊料金調査報告について 等
  - ウ 企画提案コンペ実施について
  - エ 質疑応答
- (4) 参加申込
  - ア 提出方法

電子メールにて行うものとし、25記載の問合わせ先まで提出する。  
なお、送信後、電話にて到達の確認を行うこととする。
  - イ 提出期限  
令和元年7月23日（火）午後3時必着
  - ウ 提出物  
「企画提案コンペ実施に係る説明会参加申請書」【様式1】

## 10 質問の受付及び回答

当該企画提案コンペに係る質問については、下記のとおり受付及び回答を行う。

- (1) 提出方法

電子メールまたは持参  
文書（様式自由、ただし規格はA4版）にて行うものとし、25記載の問合わせ先まで提出する。電子メールの場合は、送信後、電話にて到達の確認を行うこととする。  
なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを明記すること。
- (2) 受付期限

令和元年7月30日（火）午後3時

（3）質問内容

質問は、原則として、本業務委託にかかる仕様書や申請手続きに関する事項に限るものとする。

（4）質問に対する回答

すべての質問と回答は、令和元年8月1日（木）午後5時までに三重県のホームページにおいて公開する。

11 参加資格確認申請書等の提出

当該企画提案コンペの参加を希望する者は、下記のとおり参加資格確認申請書等の提出を行うこととする。

（1）提出方法

郵送または持参

次に示す様式及び添付書類を25記載の問合わせ先まで提出する。

なお、郵送の場合は、提出期限内に配達されるかの確認や書留郵便を利用するなどの手立てを実施するとともに、25記載の問合わせ先に到達の確認を行うこととする。

（2）提出期限

令和元年8月5日（月）午後5時（郵送の場合は必着）

（3）提出物

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書【様式2】

※提出部数 1部

（添付書類）

（ア） 法人にあっては「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」または「代表事項証明書」の写し

（イ） 個人にあっては、申請書の本籍地市町村長発行の「身分証明書」及び「東京法務局発行の成年被後見人、保佐人等について「登記されていないことの証明書」の写し

（ウ） 企画提案コンペの参加に関し、支店または営業所等に権限が委任されている場合は、【様式2】に加えて「委任状」【様式3】を提出すること。

（エ） 共同企業体により参加する場合は、【様式2】に加えて「共同企業体協定書兼委任状」【様式4】を提出すること。

（4）その他

参加資格確認申請書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退書」【様式2-2】を提出すること。

12 参加資格決定の通知

上記11の提出書類による参加資格の結果通知については、「企画提案コンペ参加資格確認通知書」【様式5】により、令和元年8月8日（木）午後5時までに参加資格確認申請書記載の連絡先に電子メールにより通知する。

参加資格「無」となった者は、当該企画提案コンペに参加することはできない。

13 企画提案書等の提出

上記 12 により参加資格「有」となった者は、下記のとおり企画提案書等の提出を行ふこととする。

(1) 提出方法

郵送または持参

次に示す様式及び添付書類を 25 記載の問合わせ先まで提出する。

なお、郵送の場合は、提出期限内に配達されるかの確認や書留郵便を利用するなどの手だてを実施するとともに、25 記載の問合わせ先に到達の確認を行うこととする。

(2) 提出期限

令和元年 8 月 14 日（水）午後 5 時（郵送の場合は必着）

(3) 提出物

ア 企画提案書【様式 6】

※提出部数 1 部

イ 企画提案資料【様式 7～13】

※提出部数 12 部（正本 1 部、副本 11 部）

※企画提案件数は 1 件とする。

※内容については別紙 1 「企画提案資料作成要領」に基づき、作成する。

※企画提案コンペは、本業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。

※企画提案資料提出後の再提出、企画提案資料の内容の変更は認めない。

（添付書類）

（ア） 代表的な事業の成果品（報告書等）

※企画提案書「代表的な業務実績」【様式 8】に記載した事業の成果品（報告書等）

※成果品（報告書等）は、複写可とする。

（イ） 見積書

※企画提案資料「価格」【様式 13】記載の提案額（税込み）の積算内容（各業務内容別）が分かる資料

ウ 企画提案者の会社概要

※提出部数 1 部

※自社パンフレットなど、企画提案者の会社概要がわかるものがあれば添付すること。

#### 14 企画提案書等の評価及び優秀企画提案者の選定

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会事務局（以下「事務局」という。）は、提出された企画提案書等について、適否評価を行い、優秀企画提案者を選定する。

提出された企画提案書等が 10 件に満たない場合にあっては、すべての企画提案者を優秀企画提案者に選定する。

#### 15 プレゼンテーションの実施

選定委員会は、優秀企画提案者に対し、審査を行うための、プレゼンテーションを実施する。

優秀企画提案者は、先に提出した企画提案資料に基づき下記により、紙媒体の資料によるプレゼンテーションを行うものとする。

(1) 実施日

令和元年8月21日(水)(予定)

(2) 実施場所

三重県庁付近会議室

(3) 出席者

出席者は、5名以内とする。なお、プレゼンテーションでは、業務従事予定者における統括責任者が説明する。

(4) その他

詳しい日時及び場所等については、参加資格決定の通知の際に、企画提案資料記載の連絡先に電子メール等にて連絡する。

なお、事務局において、提案により求めるものの内容から特に説明等を受ける必要がないと判断した優秀企画提案者については、プレゼンテーションを省略することがある。

16 プrezentation等の審査及び最優秀企画提案者の選定

選定委員会は、プレゼンテーション及び企画提案資料について、審査を行い、最優秀企画提案者を選定する。

審査結果については、すべての企画提案者に通知するとともに、三重県のホームページに掲載する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

17 最優秀企画提案者に提出を求める資料

最優秀企画提案者との契約締結時には、下記書類の提出を行うこととする。

(1) 業務見積書 1部

当該業務仕様書に基づく見積書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの)の写し(有料) 1部

(3) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの)の写し(無料) 1部

18 契約方法等

最優秀企画提案者と契約条件を協議の上、再度提出された業務見積書により、予定価格の範囲内で、委託契約を締結する。

(1) 契約方法に関する事項

ア 契約条項を示す場所は、下記25記載の場所とする。

イ 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

ウ 契約書は2通作成し、三重とことわか国体・三重とことわか大会実行委員会及び受託者の双方各1通を保有する。

- エ 契約書の作成に要する費用は、すべて受託者の負担とする。
- 19 契約代金の支払い  
委託料の支払いは、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行う。
- 20 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- 21 個人情報の取扱について  
委託業務に従事する者または従事していた者は、個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので、個人情報の取扱いについて十分留意すること。
- 22 暴力団等排除措置要綱による契約の解除  
契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条または第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- 23 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置  
受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。  
なお、契約締結権者は、受注者が下記（2）または（3）の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。  
(1) 断固として不当介入を拒否すること。  
(2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。  
(3) 発注所属に報告すること。  
(4) 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこととする。
- 24 その他  
(1) 企画提案書等の提出及びプレゼンテーションに関する必要な費用については、各企画提案者の負担とする。  
(2) 提出のあった企画提案書等の資料は返還しません。  
(3) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、事務局の承諾を得た場合はこの限りではない。  
(4) 提出された応募書類等については、個人情報以外は三重県情報公開条例及び三重とことわか国体・三重とことわか大会実行委員会情報公開規程に基づき情報公開の対象となる。ただし、企業秘密など公開することで企画提案者に不利益を与える部分は、原則として公開しません。（該当部分については個別に協議する。）

(5) 本契約に基づく成果品の所有権は、成果物の引き渡しが完了したときに、三重とことわか国体・三重とことわか大会実行委員会に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重とことわか国体・三重とことわか大会実行委員会に譲渡されるものとする。

また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないこととする。

(6) 組織の解散があった場合には、三重県に帰属する。

(7) この参加仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。

(8) この参加仕様書に定めのない事項について疑義のある場合は、その都度協議のうえ、決定する。

## 25 問合わせ先・提出先

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891 三重県合同ビル4階

三重とことわか国体・三重とことわか大会実行委員会事務局 運営調整課

(三重県地域連携部 国体・全国障害者スポーツ大会局 運営調整課内)

担当：宿泊・輸送班 久保好洋

電話：059-224-2342 FAX：059-224-3245

電子メールアドレス：[kubok02@pref.mie.lg.jp](mailto:kubok02@pref.mie.lg.jp)